

未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会

**「未公開株式の投資勧誘による被害防止に向けた具体的な方策について」
報告書**

2010年1月15日

日本証券業協会

目 次

未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会名簿	2
1. はじめに	3
2. 現状認識	3
3. 関係機関におけるこれまでの取組み	3
4. 主な論点とその検討内容	4
5. 具体的施策について	5
6. おわりに	6

【別紙】 未公開株式被害相談コールセンター案

未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会名簿

2010年1月15日現在

- ・ 株式会社東京証券取引所グループ (総務部)
- ・ 金融庁 (監督局証券課)
- ・ 警察庁 (刑事局捜査第二課、生活安全局生活安全企画課)
- ・ 証券取引等監視委員会 (事務局市場分析審査課)
- ・ 消費者庁 (消費者情報課、政策調整課)
- ・ 大和証券株式会社 (取引審査部)
- ・ 独立行政法人国民生活センター (相談部)
- ・ 日本弁護士連合会
- ・ 野村證券株式会社 (総務審理室、業務管理部)
- ・ フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会)

(五十音順)

1. はじめに

日本証券業協会（以下「本協会」という。）をはじめ、行政、消費者団体及び金融商品取引所等においては、以前より多発している無登録業者による未公開株の投資勧誘による被害の状況を受けて、注意喚起を呼びかけるなど、被害防止の対応を図ってきたところである。

しかしながら、未公開株に係るトラブルは 2007 年に一旦減少した後、再び増加傾向にあり、手口も巧妙化してきている。

そこで、さらに積極的な被害防止への対応を行い、証券市場の信頼性を確保していくため、本協会において金融庁、証券取引等監視委員会、警察庁、消費者庁及び自主規制機関相互の緊密な連携の下、証券会社や消費者代表、弁護士会といった関係者間の情報交換を積極的に行い、具体的な対応策を検討することを目的に、2009 年 9 月、自主規制会議の下部機関として「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」（以下「本協議会」という。）を設置した。

2. 現状認識

未公開株¹に関する相談件数は、2007 年に一旦減少した後、再び増加傾向にあり 2009 年度（4 月から 9 月）は前年に比べ大幅に増加（対前年同期間比 1.6 倍²）する気配となっている³。

2009 年度（8 月まで）の相談内容をみると、未公開株の被害にあった契約者は、60 歳以上の高齢者の方が 77.6%と多く、勧誘方法としては、電話勧誘販売が 63.2%と最も多い。また、過去に未公開株を購入したことのある消費者に勧誘するケース（二次被害）の増加や、複数の業者が登場する「劇場型」、消費者を安心させる「公的機関装い型」、謝礼や高値買い取りを約束する「代理購入型」、被害回復をうたって未公開株を購入させる「被害回復型」といった勧誘手口の巧妙化が最近の特徴となっている。

今までの未公開株の投資勧誘による被害（以下「未公開株勧誘被害」という。）は、未公開株を勧誘してきた仲介業者が金融商品取引業者か否かを判断することで違法な勧誘行為かどうか判断できたが、昨今多くなっている未公開株勧誘被害のタイプは、発行会社の自己募集という形を取っており、金融商品取引業者が仲介しなくとも勧誘可能なため、詐欺行為と判断しにくく取締りが難しくなっている。

なお、未公開株勧誘被害案件は上場しないということがわかってから騙されていることに気が付くという、被害発覚までの時間が長いのが特徴であり、振り込め詐欺の被害防止策である口座凍結だけでは不十分である。また、一旦金銭を振り込んでしまってからでは被害救済の手段も限られることから、対策については、未然防止の観点を中心に考える必要がある。

3. 関係機関におけるこれまでの取組み

未公開株の勧誘に関する相談者への個別対応という点においては、相談窓口での対応がとら

¹ 本協議会での未公開株とは、上場会社、グリーンシート銘柄等本協会規則においてその取扱いが認められている会社以外の未公開会社が発行する株式をいう。

² 独立行政法人国民生活センター 2009 年 9 月 15 日報道発表資料より

³ 本協会の証券相談・あっせんセンターに寄せられた 2009 年度（4 月から 12 月）の相談件数は 1,123 件となっており、対前年比 1.9 倍になっている。

れている。

投資者や消費者、顧客からの相談窓口を設けている機関においては、未公開株に関する相談について一般的な相談窓口において対応（アドバイス）している。当該窓口に寄せられた未公開株勧誘被害に関する情報については、内部的な情報共有にとどまっているところが多いものの、情報の性質に応じて他省庁への情報提供などの対応がなされている。

消費者や投資者への注意喚起という点においては、関係機関のそれぞれのホームページ上において、未公開株勧誘被害に関する情報提供や関係省庁へのリンクを行い、注意喚起に努めている。

また、実施可能な施策についてはできる限り早く取り組むという方針から、本協会において、未公開株勧誘被害の注意喚起に関するリーフレットを改訂し、投資イベントなどにおいて配布するとともに、会員証券会社に対しホームページや店頭での注意喚起を依頼している⁴。

また、本年1月8日には、テレビの政府広報を通じて未公開株勧誘被害の注意喚起が行われた。

4. 主な論点とその検討内容

本協議会では、前述の現状認識及び関係機関のこれまでの取組みを踏まえ、現時点で考えられる検討課題を広く抽出し、以下の論点について検討を行った。

なお、本協議会においては、法令レベルでの対応が必要ではないかとの意見もあったが、実務ベースで実施できることを中心に議論を行うこととした。

(1) 未然防止

周知広報活動については、高齢者が被害に合うケースが多いことから、老人会の活用等、特に高齢者を対象とした広報啓発活動（例えば、高齢者が訪れる機会が多いような公民館、病院等におけるポスターやリーフレットの掲示・配布）が必要である。

また、未公開株以外の形態による相談事例として、外国の未上場株を購入するファンドに係るものや最近では未公開会社の社債に係るものも増加傾向にあることから、こうした勧誘手口についても注意喚起が必要である。

なお、相談窓口における対応がより適切なものとなるよう、相談事例等を集めた対応マニュアルを作成し、関係機関に配布してはどうかとの意見や、未公開株勧誘被害事案には株式取引の専門知識も必要なことから、関係機関からの制度や仕組みに関する照会対応窓口を設けることも有効ではないかとの意見もあった。

また、警察と行政の連携で検挙等を積極的に行うなど、取締りを強化することが被害防止に有効であるとの意見もあった。

(2) 情報集約

⁴ 2009年10月30日に「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応のお願い」という会員通知を发出し、自社店頭・ホームページでの注意喚起と顧客への適切な対応を依頼した。

どのような点が問題となっているのかを類型整理して、問題点を浮かび上がらせたうえで未公開株の問題のある勧誘の対策を検討すべきであり、そのためにも情報は集約される必要がある。

また、振込め詐欺と同様に、捜査当局において事例や対応策等をまとめて周知を図るためには、未公開株勧誘被害事案についても、実際に被害が発生したかどうかにかかわらず可能な限り幅広い情報を提供する必要がある。

なお、こうした情報の集約や情報提供を行うにあたっては、民間レベルにおいても消費者や投資者からの一元的な相談窓口を設けることが有効であり、その際には、証券投資に係る自主規制機関である本協会に設置するのが適当ではないかとの指摘があった。

(3) 自主規制規則との関連

上場を直前に控えた会社が募集を行うことは反社会的勢力等の入り込む可能性を拡大させるため、上場直前に一般の消費者向けに広く募集が行われることは基本的にはあり得ない。こうしたことを周知することが未公開株勧誘被害の未然防止には有効であり、未公開会社が上場直前に不適切な自己募集を行うことがないことを制度的に担保するために、自主規制規則における対応を検討する必要がある。

5. 具体的施策について

以上のような議論の結果、対策としては未然防止と情報集約に分けて以下のような施策を関係機関が連携し、可能なものから順次実施していくこととなった。

① 未然防止策

- ・リーフレットを作成し、投資セミナー等で配布するとともに、行政と連携しより多くの消費者の目に触れるよう各地自治会の回覧板に載せる等の配布を行う。[2010年2月以降]
- ・ポスターを作成し、行政等と協力して、まず高齢者が訪れる機会の多いような公民館、病院等での掲示とともに、未公開株購入時に使用と思われる金融機関等に対しても掲示を要請する。[同4月以降]
- ・投資者や消費者向けの講演会において、未公開株勧誘被害に対する注意喚起を行うとともに、正しい証券取引に対する知識の普及を行うこととする。[同4月以降]
- ・未公開株勧誘被害の相談には、株式全般に対する一定の専門知識が必要であることから、相談を受ける者が相談者に適切なアドバイスをできるよう本協会において具体的な事例等を含んだ対応マニュアルを作成し、広く関係機関に配布する。[同3月]

② 情報集約

- ・本協会内に未公開株勧誘被害に係る相談専用のフリーダイヤルを設置(別紙参照)し、証券会社や取引所等に寄せられる情報の一元化を図り、相談者に対して迅速、適切なアドバイスができる態勢にするとともに、集まった情報について行政(金融庁、消費者庁、警察庁)に提供する。[同4月]

- ・ 行政において、提供された情報等をもとに、関係省庁と連携しつつ被害防止対策への活用や未公開株勧誘被害における詐欺行為者の検挙等、より一層の取組み強化を行う。[同 4 月以降]
- ・ 本協会内に関係機関からの証券投資や業法・規則等の株式知識の問い合わせに迅速に回答できる専用窓口を設置し、被害の未然防止に寄与する体制整備を行う。[同 1 月]

③ その他

- ・ 本協会において、無登録業者や発行会社による不適切な投資勧誘を排除するため、株式の自己募集や未公開会社の社債にかかる協会規則を検討する。[同 2 月以降]

6. おわりに

以上のとおり、当面早急に対応する方策について合意を見たことから、本協議会においては引き続きこれらの方策を具体化するための具体的な協議を行っていくこととする。

未公開株勧誘被害の防止のための対策については、今回掲げた事項だけにとどまらない。更に、今回実施する施策の効果や、その後の被害状況等もキャッチアップして、適宜施策を見直していく必要もある。

従って、本協議会については今後も適宜開催し、本件のフォローアップを行っていくこととした。

以 上

